



414  
A2767  
3

千七百七十七年刊行モリス、ブロック氏著佛朗西  
行政評書千百六十二葉

官府新聞ノ事

宇川盛三郎譯

一 佛朗西ニ於テ始メテ官府新聞ヲ設ケタルハ第  
一 共和政府第八年ノ「アンシクロペディア」ニシテ諸般學術辭書ノ出版  
人ナルシヤル、ジョセフ、パンク氏ノ千七百  
八十九年ニ發行シタルモニトール、ユニヴェルセル  
新聞ヲ以テ官府新聞トナシタル是レナリ此ノ新聞  
ヲ發行シタルハ恰モ佛朗西大變革ノ始マリシ日  
ニレハ此新聞上ニ掲載スヘキ事實并ニ演說等ノ日

大正十一年四月  
大隈侯爵郵券贈



増殖スルヲ実ニ共六ナルヲナリキ此新聞ノ博取  
シ得タル成功ハ重モニ彼ヲ奈翁第一世ノ信用ヲ得  
テバサノ一候ニ封セラレ遂ニ参議兼外務卿ニマテ  
登用セラレタルマレ一氏其オカヲ以テ編纂シタル  
立法議院ノ報告ヲ日々掲載スルヲ得タルニ因ルナ  
リ此新聞ノ第一号ヲ発行シタルハ実ニ千七百八十  
九年十一月廿四日ノトニシテガゼットナシヲナリ  
ルヲ以テ其本名トシモニトール、ユニヴェルセル  
ヲ以テ其小名トナセリ共和政府第八年雪月ニ至リ  
政府ハ諸新聞中ニ一ノ御用新聞アランヲ望ミ禊

ムニ此ノ新聞ヲ以テシ之レヲ二分シ其一分ハ官府  
新聞トシテ政府ノ用ニ供センメ他ノ一分ハ全ク通  
常ノ新聞ト定メタルモ其分ニ掲載スヘキ者ハ毎夜  
政府ノ點檢ヲ經ルモノト定メタリ其後奈翁第一世  
帝國ノ起リタル中ニ至テ此新聞ノ本名ガゼットナ  
シヲナールヲ取リ消シ其小名モニトール、ユニヴェ  
ルセルヲ以テ更ニ本名ト改定シタリ千八百十五  
年七月十四日ニ至リ政府ハ殊更ニ一ノ官府新聞ヲ  
創設シタルモ暫時ニシテ休刊シ千八百六十八年迄  
依然モニトール新聞ヲ以テ政府ノ御用新聞トナ

二 千八百五十二年ニ於テ政府ハ益々官府新聞ヲ  
廣メンヲ望ミモニトール新聞社主ト一ノ條約ヲ  
取換セ以テ其年價百十二佛ヲ四十佛迄ニ引下ケシ  
メタリ詠新聞社ハ其償トシテ諸廣告ヲ引キ受ケ并  
ニ小説物ノ一欄ヲ設クルヲノ權ヲ得且或ル廣告ニ  
付キテハ其掲載ノ特權ヲ有シ新聞印稅并ニ郵便稅  
ヲモ除セラレタリ千八百六十四年ニ至リ政府又  
該新聞社ト一ツノ新規條約ヲ交換シ別ニプケルモ  
ニトール、ジユ、ソパールノ名ヲ以テ一ノ小新聞ヲ每

夜刊行セシメ其代價ハ書号ニ付キ<sup>五</sup>卷々年分拾五  
佛ト定メタリ

三 此後ニ至リ國會ニ關スル書類發行ノ遲延ハル  
ヲ及ビ立法ニ關スル諸昏類ノ少シ宛ニ分離シテ接  
續スルヲノ無キヲニ就キ四方ヨリ愁訴ノ起ルヲ甚  
シク又新聞社會計上ニ係ル或ル記載及ビ或ル小説  
物ノ記載等ヲ非難シ且新聞ノ体裁大キニ過テ實ニ  
不便ノ極ナリト云フニ至レルヲ以テ政府ハ條約ヲ  
改続スルヲ止メ朝夕合シテ二個ノ官府新聞ヲ印  
刷發行スルノ特權ヲ入札セシメタリ而シテ此入札

行ヒタルハ千八百六十八年九月廿四日ニシテ落  
札シタル者ハ千八百六十九年一月一日ヲ以テ一ハ  
毎朝刊行官府新聞一ハ毎夕刊行官府新聞ノ名ヲ以  
テ兩新聞ノ各一号ヲ発行シタリ且旧官府新聞モニ  
トール、ユニヴエールセルニ於テハ少シモ官府新聞  
タルノ体ナク通常ノ新聞トシテ絶ヘス発行セリ

(四) 落札人ハ毎朝刊行ノ新聞上ニ前日ニ係ル立法  
議院議事ノ書取リ并ニ政府ヨリ記載ヲ余スル所ノ  
法律、布告、及ヒ司法或ハ行政上ニ関スル諸公事ヲ掲  
載スルノ義務アルモノトシ諸法律議案并ニ其説明

書ハ其之レヲ議院代議士ニ頒布シタル日ヨリ五日  
以内ニ毎朝刊行ノ官府新聞上ニ記載スヘキモノト  
シ議院ニ向テナシタル諸報告ハ是レ又其頒布後三  
日以内ニ毎朝刊行ノ官府新聞ヲ以テ公布スヘキモ  
ノトス朝夕刊行二個ノ官府新聞ノ政事、文章、及ヒ学  
術上百般ノ事ハ内務卿之レヲ總裁シ記者ヲ撰フモ  
亦内務卿唯リ其権ヲ有スルモノトス諸雜報ノ掲載  
ハ支配人ノ責任ニ在ルト虽モ内務卿ハ其中ニテ不  
適宜或ハ不適當ナリト認ルモノハ其公布ヲ禁スル  
権アリ編輯費用ハ落札人ノ任ニシテ此ノ費用ハ

落札人ノ損益ニ係ルモノ一ケ年二十万佛ト定メ落  
札人ヨリ毎三ヶ月前金ニテ國庫ニ拂入ル、モノト  
ス且落札人ハ拾万佛ノ身元金ヲ差出スヲ要ス而シ  
テ其償トシテ落札人ハ新聞代價及ビ規則ニ依テ定  
限セラレタル丈ノ廣告料ヲ以テ其利益トス

(五) 千八百七十一年ニ於テ政府ハ其居ヲヴエルサ  
イユニ轉シタル中ニ當テ落札人ハ當時ノ困難アル  
カタメ不得止新聞ヲ小形ニナセリ然レモ其記載ス  
ル所ノ材料ニ至テハ依然往時ノ如クナリシ而シテ  
此小形ノ方及テ昔時ノ大形ヨリ輕便ナルカ故ニ印

刷所ノ再ビ已里ニ歸リシ後モ今ニ保存セラレ、所  
ナリ

(六) 毎夕刊行官府新聞ハ千八百七十年ノ戦争ニ依  
リ一時休刊シタリト虽モ千八百七十四年七月十五  
日ニ至リビユルテンフランセーノ名ヲ以テ改刊シ  
其代價ハ一ケ年ニ付已里ハ拾五佛各郡區ハ拾二佛  
ト定メタリ

千八百七十年十一月五日ノ布告ニ因リ官府新聞ハ  
法律布告癸布ノ機関トナシリ（癸布ノ部ヲ參看スルハ

エ  
ル  
ス  
ミ  
ス  
誌